

## 株式分割に関する基準日設定公告

平成 25 年6月 14 日

株主各位

東京都千代田区麴町三丁目3番地4  
株式会社ネクストジェン  
代表取締役社長 大西新二

当社は平成 25 年5月 23 日開催の取締役会において、平成 25 年7月 1 日付をもって当社株式 1 株を 100 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を平成 25 年6月 30 日と定めましたので公告いたします。

以 上

---

### お知らせ及びご注意

- 株式の分割後のご所有株式に関する案内は平成 25 年8月上旬にお届出住所にお送り申しあげる予定です。
- 平成 25 年7月 1 日付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等の振替口座簿に記録されることとなります。
- 上記株式の分割に併せ、平成 25 年7月 1 日付をもって単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。大阪証券取引所における売買単位も1株から 100 株に変更されます。
- 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いします。